

西宮市文化財審議会 会議録

見出しのことについて、西宮市文化財審議会運営要領第5条の規定により、下記のとおり文化財審議会委員長が会議録の調製を行った。

平成29年5月18日

西宮市文化財審議会

委員長 櫃本誠一

記

- 1 名称 平成29年度第1回西宮市文化財審議会（第22期第4回）
- 2 日時 平成29年5月18日（木） 午前10時から午前11時10分まで
- 3 場所 西宮市教育文化センター（郷土資料館） 講座室
- 4 出席者 西宮市文化財審議会委員（出席5名／定数6名）
 - 委員長 櫃本誠一
 - 副委員長 林 進
 - 委員 山中浩之
 - 委員 森 隆男
 - 委員 黒田龍二
 - 委員 浅見佳世（欠席）

事務局

教育次長	山本英男
社会教育部長	上田 幹
社会教育部 文化財課長	合田茂伸
社会教育部 文化財課 係 長	俵谷和子
社会教育部 文化財課 学芸員	森下真企
社会教育部 文化財課 学芸員	笠井今日子
社会教育部 文化財課 学芸員	瀬尾晶太
社会教育部 文化財課 学芸員	西川卓志

- 5 会議の傍聴者
なし
- 6 会議録
(別紙のとおり)
- 7 公開及び非公開の別
公開

(別紙)

会議録

委員長

(開会挨拶)

事務局

(出席者確認)

委員長

報告事項のア、平成29年度文化財保護関係事業について報告されたい。

事務局

(配布資料に基づき、平成29年度文化財保護関係事業について報告した。)

委員長

以上の報告に関する質疑等はないか。

委員

2点意見を述べる。

1点目は、郷土資料館管理運営事業の(3)展示事業の内、特別展示運営事業に関連することだが、現在、芦屋市立歴史博物館で徳本上人に関する興味深い資料が展示されている。六字名号で火焰を描くというもので、今後も関連資料の発掘が進むだろう。西宮市でも調査研究の進展を期待する。

2点目は、文化財保護関係事業の(3)伝統芸能等無形文化財緊急調査事業について、近年、各地で無形文化財に関する現状の課題がクリアに表れている。そのため、調査を実施する時期としては非常に良い時期であるといえる。ありのままの状態を調査していただきたい。平成26年度から3年間、兵庫県教育委員会の事業で、但馬の民俗芸能の調査を実施したが、期待されていなかった地域に、姿を変えつつも民俗芸能が残っている場合が多くあった。今後は保存会の立ち上げ等も視野に入れて活動していくということだ。無形文化財の現状の把握と、これからどのような展開が可能かということを考えるためには、10年前よりもむしろ今の方が良いと思われる。西宮市の調査に期待する。なお、保存会活動の参考として、滋賀県の取組みを紹介しておきたい。滋賀県では、民俗芸能保存会のネットワークが組織されており、人的・物的な相互協力体制が築かれている。これにより、一度廃れてしまった民俗芸能が復活しつつある事例もあるようだ。また、奈良県の篠原踊も、地元ではない第三者により復活したことで知られる。このような動きがある点でも、非常に期待できる事業であると考えている。

事務局

伝統芸能等無形文化財緊急調査事業では、全市での悉皆調査を実施する予定である。委員から意外な地域で民俗芸能が残っているとの指摘をいただいたが、10年程前に約

4年をかけて市内のだんじり調査を行った際、名塩に「ニワカ」が残っていることが分かった。その実態はカラオケ大会であったが、「ニワカ」の枠組みが維持されていたことは、まさに民俗芸能が意外なところに残っているということだろう。今回の調査でもこのような事例を発見していきたいと思っている。是非ともご教示いただきたい。

委員長

徳川大坂城東六甲採石場詳細分布調査等報告書について、概要の報告をしていただきたい。

事務局

徳川大坂城東六甲採石場については、平成24年度からの航空レーザー3D測量の活用により、非常に詳細な図面を作成することができた。現在は国史跡指定のための折衝を文化庁と続けており、今年度中の意見具申と指定を目指している。この意見具申のための基礎資料として、夏ごろを目途に報告書の作成を予定している。その報告書をもって兵庫県とも相談しながら、国指定史跡にしていきたいと考えている。報告書が完成し次第、文化財審議会でも報告させていただきたい。

現在、西宮市内の国指定史跡は、御前浜にある西宮砲台1件のみであるが、徳川大坂城東六甲採石場が指定されれば、浜と山に1件ずつ国指定史跡があるということで、更に充実した体制になると考える。

委員長

他に意見等はないか。続いて、報告事項のイ、西宮市指定重要有形文化財（建造物）について報告されたい。

事務局

（配布資料に基づき、西宮市指定重要有形文化財（建造物）について報告した。）

委員

現地視察についての補足をする。

まず、公智神社の神輿殿だが、これは明治時代より前には釈迦堂であり、当時の姿を示す貴重な建築物である。室町時代末期と推定されている建築年代には多少疑問があるが、否定する程の根拠はない。また、神輿殿の屋根の傷みへの対策だが、西側にある社叢は指定天然記念物か。

事務局

湿気の原因になっている周囲の社叢林は、西宮市指定の天然記念物である。

委員

屋根の傷み対策としては枝打ちをするのが効果的だが、指定天然記念物であれば専門家の意見を仰ぐ必要があるだろう。現在は、屋根の上に水を落とす物体がある状態であり、恒常的に屋根の傷みの原因が存在している。屋根の上に空間を作るのが最も効果的な方法である。建造物の移設も手段の一つだが。

事務局

現存する絵図の描写から、神輿殿は江戸時代の位置を保っているといえる。

委員

元の位置を保っているならば、移設は考え難い。やはり枝打ちをすることについて、協議を進めていきたい。社叢林があることで、降雨が直接当たることに加え、湿度が上がり柱等が腐る原因になっている。風通しを良くしなければならない。神輿殿については、短いスパンで修理の必要が出てくると思うが、屋根だけではない修理方針を考えていただきたい。

神呪寺仁王門は、非常に高い技術的で造られた、素晴らしい建造物である。江戸時代に建てられたものだが、形も特徴的で、意匠も優れている。技術と意匠が合わさったレベルの高い建造物であるため、事故が起こらないよう伝えていきたい。阪神淡路大震災でかなりのダメージを受けたようだが、建築年代が新しいこと、しっかりした造りであることから、暫くは問題がなかったようだ。しかし、震災から20年を経て歪みが表出し、楔が外れたりしている。再び地震が発生した場合、半分の力のものでも堪えられないかもしれない。程度が大きくないため目立たないが、建物が緩み、ずれて、歪んでいる状態である。阪神淡路大震災後は屋根の修理もしていないか。

事務局

震災直前に葺き替えをしたため、それ自体に大きな被害がなかった。

委員

屋根が緩んで瓦が落ちていれば、地震のダメージを軽減できたかもしれない。現在は全体的に歪んでいる状態である。

委員長

建替えが必要か。

委員

ジャッキアップして歪みを戻す必要がある。解体までは必要ないだろうが、大きな文化財であるため、やさしい修理ではない。しかし、大きくて珍しい建造物であるため、きちんと保存していきたいものである。

委員長

経費はどれ程かかりそうか。

委員

業者との協議次第である。近々修理の機会を設けることができればいい。また、地震に関しては、公智神社の神輿殿も危険な状態にあるといえる。

委員長

やはり、建造物の維持管理には経費がかかるようだ。

委員

公智神社に関しては、社叢林の問題がかなりある。

委員長

文化財としての社叢林の価値を損なわないためには、何本も伐採することはできないだろう。

事務局

一般論ではあるが、近年は指定天然記念物の社叢林に関しても一定の管理をしていく方針である。市指定天然記念物の社叢林でも、建物や道路にかかっているものに関しては、隣地の境界で剪定を行っている。公智神社の社叢林に関しても、委員の意見をうかがいながら考えていきたい。

委員長

他にないか。続いて、その他の報告事項について説明されたい。

事務局

まず、具足塚古墳の用地買収について報告する。具足塚古墳は、西宮市高座町にある、6世紀後半の大型横穴式石室を持つ古墳である。昭和50年ごろに実施した発掘調査の後、放置された状態にあったが、近年、周辺の宅地開発計画や土地所有者の変更によって、古墳の存続が危ぶまれる状況にあった。そこで、数年かけて協議を重ねた結果、平成28年3月28日に墳丘及び石室の残存部分の土地買収が実現した。以前は土地所有者の同意が得られなかったため、市指定史跡に指定することができなかったが、具足塚古墳は西宮市内では随一の古墳である。土地買収を機として市指定史跡に指定し、保存に拍車をかけていきたい。現在は遺跡の測量図を作成している状況だが、今後、境界を明示し、伐採等が終了した段階で文化財審議委員の方々に現地視察をしていただき、指定に向けての手続きを進めていきたいと考えている。

続いて、前回の文化財審議会にて、高塚1号墳の発掘調査報告をしたが、その際不足していた資料を補填し、実績報告書を作成したので報告する。配布資料は、兵庫県教育委員会に提出した終了報告であり、古墳の概要をまとめている。

(配布資料に基づき、高塚1号墳発掘調査の結果について報告した。)

最後に、史跡西宮砲台の整備に向けた土地の公有化について報告する。

(配布資料に基づき、史跡西宮砲台の整備に向けた土地の公有化について報告した。)

委員長

以上の報告に関する質疑等はないか。

西宮砲台の範囲の見直しについて、根拠となる図面等はあるのか。

事務局

現況で遺構が確実に残っているラインは指定範囲の境界である。指定後、おそらく太平洋戦争の戦災復興の区画整理により、元の地形が大きく失われたと思われるが、建物の解体等によって地下の遺構が確認される可能性がある。しかし、遺構を発見した段階

で史跡の範囲を広げることは困難であるため、文化庁からは、予め事務局で一定の余地をもって線引きするよう指導があった。この指導に従い、事務局では史跡の範囲の見直しを進めていく予定である。

委員長

線引きのための発掘調査は必要か。

事務局

発掘調査までは求められていない。

文化庁から提示された条件の一つは、周囲にめぐらされていた土塁を含め、史跡全体の規模感が分かる程度の余裕をもってラインを引く、ということである。例えば、史跡の範囲ぎりぎりまでマンションが建っていて、全体を見通せないということになっては駄目で、どこに立っても史跡全体を見通すことができる範囲で線を引くことが望ましいとのことであった。二つ目に、西宮砲台の南側にある浜は、おそらく元の形が維持されているだろうということで、砂浜の上に砲台が建てられている状況を維持する、という条件が示された。以上の二点が非常に重要である、との指摘であった。

西宮砲台と同形の台場は、日本で4ヶ所しか建造されていない。その中で、現存しているのは西宮砲台と和田岬砲台の2ヶ所である。しかし、和田岬砲台は三菱重工の工場内にあるため、周囲が舗装され、城壁が失われている。逆に、西宮砲台の場合は、史跡内部が火災により焼失しているが、周囲の土塁の一部が旧状のまま現存している。北東部分は児童公園になっているが、敷地の境界に石積みの痕跡が残っている。これは当初のものであると考えられ、地下遺構も存在すると思われる。今後は、地下遺構を活かしながら、土塁全体の復元も視野に入れて整備をしていければと考えている。そのような整備を見越しながら、余地を残した線引きを考えているところである。

委員長

文化庁の指導があったのならば、それに従って進めていただきたい。
他にないか。これで審議会を終了する。